

八戸市中小企業・小規模企業振興会議委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市中小企業・小規模企業振興会議（以下、「振興会議」という。）の委員を公募する。

第1 目的

振興会議の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

第2 職務

振興会議は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的事項について調査審議する。

第3 募集人員

振興会議の公募による委員の定数は、2人以内とする。

第4 任期

任期は選任時（令和6年4月下旬予定）から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5 報酬

1回の出席につき、8,800円（税込）の報酬を支給する。

第6 会議の開催

会議は、年6回程度、開催予定。

第7 応募条件

原則として本市に住所を有し、中小企業・小規模企業の振興に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、本市の他の附属機関の委員を3つ以上兼務している者を除く。

第8 応募方法

附属機関委員応募申込書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。

その際、中小企業・小規模企業の振興に対する意見・提案等を1,000字以内の文章にまとめ、あわせて提出する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 商工労働まちづくり部商工課

TEL：43-9242 FAX：43-2146

Eメール：shoko@city.hachinohe.aomori.jp

第9 募集期間

令和6年2月22日から令和6年3月22日まで（必着）

第10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

第11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書（別記第2号様式又は別記第3号様式）で通知するものとする。

第12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

(1) 提供の求めの方法

商工課において口頭により行う。

(2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

(3) 提供の方法

商工課において本人確認をした上で閲覧により行う。

(4) 提供できる期間

選考結果通知日から1か月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

第13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、振興会議の公募以外の目的には使用しないものとする。

第14 備考

公募以外の委員は、概ね学識経験者、中小企業関係団体の関係者及び金融機関の関係者等で構成する予定である。

第15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則

この取扱いは、令和6年1月9日から施行する。